

## 令和6年度マリンレジャー魅力向上促進事業 企画提案仕様書

### 1 委託業務名

令和6年度マリンレジャー魅力向上促進事業委託業務

### 2 事業期間

契約締結の日から令和7年3月21日まで

### 3 事業の内容

本県においてマリンレジャーは主な来訪目的の一つとなっており、重要な観光コンテンツであるが、価格競争により適正価格を下回る価格によって事業者の経営を圧迫している実情がある。

今回、持続可能な沖縄観光の実現に向け、高付加価値で人と環境に配慮したマリンレジャーを提供するため、令和5年度調査結果等を踏まえて高付加価値なマリンレジャーサービスについて実証事業を通じて検証を行う。

本事業で得られた検証結果を先駆的モデルとして幅広く周知することで、適正な事業者が選ばれる健全な市場環境の形成を目指す。

### 4 委託業務の概要

- (1) 事業者におけるマーケティング施策を活用した実証事業の実施
- (2) 観光客におけるマリンレジャー事業者の適切な選び方とレスポンシブルツーリズムの意識向上に向けた取組の発信
- (3) マリンレジャー事業者向けセミナーの実施

### 5 業務内容

マリンレジャー魅力向上のため、下記の業務を行う。

- (1) 県警が認証するマリンレジャー優良事業者におけるマーケティング施策を活用したモデル事業の実施
  - ・前年度事業調査結果等を踏まえ、適切な水難事故防止対策がとられ自然に配慮した高付加価値なマリンレジャーサービスについて実証事業を通じて検証するとともに、その成果を県内の事業者へ波及する。

⇒実証事業の実施内容及び実施後に期待される効果等の説明を行うこと。
- (2) 観光客における優良な事業者の選び方とレスポンシブルツーリズムの意識向上に向けた取組の発信
  - ・令和5年度に制作したランディングページを観光客が利用しやすい場所等を選定し、周知広報業務を行う。

⇒周知広報を行う際の実施方法及び観光客が視認しやすい場所の選定方法を提案すること。

(3) マリンレジャー事業者セミナーの実施業務

・マリンレジャー事業者を対象としたセミナーを実施し、安全・安心、高付加価値なサービス等に関する観光客のニーズを展開するとともに、持続可能な観光に資する取組について事例紹介を行い、沖縄観光の持続可能に寄与するための意識啓発を図る。

⇒前年度で得られた調査結果を基にマリンレジャー事業者へ観光客のニーズと事業者が求められていることの周知を行うとともに、沖縄県のマリンレジャー事業者の底上げに繋がる具体的なセミナーの内容を提案すること。

(4) 実施計画書、実績報告書、支払関係及び事業報告書等

ア 上記(1)～(3)に係る実施計画書の作成 (1部)

イ 上記(1)～(3)に係るすべての成果物の提供

ウ 上記(1)～(3)に係る経費の支払い業務及び関係証拠書類の整理・保管

エ 上記(1)～(3)に係る実績報告書 (電子データ 一式)

6 委託料上限額等

本委託業務実施のための費用は7,189千円 (消費税込、諸経費含む)

7 一般管理費

一般管理費は、委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、一定割合の支払を認められた間接経費のことをいう。

一般管理費は、 $(\text{直接人件費} + \text{事業費} - \text{再委託費}) \times 10/100$ 以内で計上すること (小数点以下切り捨て)

上記計算式による再委託費は、当該事業に直接必要な経費のうち、受託者 (共同事業体構成員を含む) が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者へ委任又は準委任して行わせるために必要な経費に加え、仕事の完成を目的とした外注 (請負契約) に必要な経費も対象とする。

(請負契約の例：機械装置等の設計・製造・改造、ソフトウェア開発、パンフレットの製作・印刷、番組等コンテンツ制作、物品運送、分析鑑定等)

※ 継続事業で上記計算式により難しいなど特殊要因がある場合は、実績、実情を勘案し、適正かつ合理的な方法に基づき算出された金額を見積もること。

事業費の中に、委任契約に基づく再委託業務が含まれている場合は、当該費用は事業費から差し引いた上で、一般管理費を計上すること。

8 業務の再委託について委託業務内容

(1) 一括再委託の禁止等について

本業務委託契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、契約の主たる部分については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

(2) 再委託の相手方の制限について

上記、(1)で定める「契約の主たる部分」とは以下のとおりとする。

ア 契約金額の50%を超える業務

イ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

ウ 指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の承認について

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

ア 資料の収集・整理

イ 複写・印刷・製本

ウ 原稿・データの入力及び集計

エ セミナーにおけるブースの設営または運営

オ その他、簡易な業務

## 9 その他

(1) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。

(2) 本事業は国の補助を活用して実施するものであり、受託者は経理管理に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき、適正に執行する必要がある。

(3) 業務の実施にあたり、疑義が生じた場合は、沖縄県と受託者が協議して解決するものとし、必要な事項は別に定める。

(4) 本県の関連する施策や事業と適切に連携すること。